



# 栃木県公報

平成26年  
12月19日(金)  
第2641号

## 目次

### 告示

○指定施業要件変更予定保安林	1015
○土地改良区定款変更の認可	1016
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可	1016
○道路の区域の変更	1016
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	1016
○建築基準法による道路の指定	1017

### 公告

○県営土地改良事業の工事完了	1017
○土地区画整理事業の換地処分の届出	1017
○開発行為の工事完了	1018

### 雑報

○栃木県地域防災計画の修正に関する要旨の公表	1018
------------------------	------

### 調達等公告

○入札公告（特定調達公告）	1020
○同	1022
○同	1025
○落札者等の公示	1026
○同	1026

## 告示

### 栃木県告示第581号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月19日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
日光市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
日光市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第582号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
都 賀 町 土 地 改 良 区	平成26年12月11日

栃木県告示第583号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成26年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
都 賀 町 土 地 改 良 区	都賀町土地改良区土地改良(維持管理)事業	平成26年12月11日

(農地整備課)

栃木県告示第584号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年12月19日から平成27年1月19日まで一般の縦覧に供する。

平成26年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 桐生岩舟線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
294	前	足利市寺岡町663-3 から 足利市寺岡町509-1 まで	9.2 ~ 13.0	280.0	
	後	足利市寺岡町663-3 から 足利市寺岡町509-1 まで	16.0	280.0	

栃木県告示第585号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成26年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	路 線 名	区 間
国 道	119号	日光市今市字春日町487番3から 日光市中央町8番2までの上り線
		日光市今市字春日町621番3から 日光市今市字小倉町790番2までの下り線

(道路保全課)

栃木県告示第586号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成26年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道 路 の 位 置	道路の延長及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第4号の規定による道路	下都賀郡壬生町大字安塚字南原942-1、942-2、943-1、943-2、943-3、943-4、944-1、944-2、944-3、944-4、945-1、945-2、946-1、946-2、947-1、947-2、948-1、948-2、948-4、951-1、951-2、951-3、952-1、952-2、953-1、953-2、953-3、955-1、955-2、955-3、955-4、955-5、955-6、955-7、956-1、956-2、956-3、956-4、956-5、957、958-1、958-2、958-3、959-1、959-2、959-3、959-4、960-1、960-2、961-1、961-2、961-3、961-4、961-5、961-7、974-1、974-2、974-3、974-4、974-5、975-1、975-2、975-3、982-1、982-2、987-4、987-10、987-13、字前田1621-3	幅員15.2～15.5m 延長247.3m	平成26年12月11日	栃 木 土 木 事 務 所

(建築課)

**公 告**

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営中山間荒川清流地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成26年3月27日
県営中山間荒川清流地区土地改良（農業用道路）事業	平成26年3月27日

(農地整備課)

○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、壬生町御里土地区画整理事業の地区

内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 換地処分の年月日

平成26年11月21日

2 換地処分の内容

平成26年11月5日付け栃木県指令都計第327号で認可した換地計画のとおり。

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上蒲生字十三塚2312番4	宇都宮市南高砂町11番21号	株式会社パワーファーマシー
真岡市柳林字北原516番2	真岡市長田751番地クレインハウスC棟	上 野 一 輝
芳賀郡芳賀町大字東水沼字梨木2788番2の一部	芳賀郡芳賀町大字東水沼111番地	菊 地 孝 徳
下野市石橋字兵行内1562番2、1562番5、1562番43、1562番44、1562番45、1562番46、1562番47、1562番48、1562番49、1562番50、1562番51、1562番52、1562番53、1562番54、1562番55、1562番56	宇都宮市大通り四丁目3番18号	グランディハウス株式会社
下都賀郡壬生町大字安塚字鹿島原2020番1、2020番3、2020番4	神奈川県伊勢原市桜台二丁目2番5号アカデミックハイツA-203号	早乙女 政 弘

(都市計画課)

雑 報

○栃木県地域防災計画の修正に関する要旨の公表

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定により、栃木県地域防災計画を修正したので、同条第4項の規定により次のとおり要旨を公表する。

平成26年12月19日

栃木県防災会議会長

栃木県知事 福 田 富 一

1 計画修正の趣旨

栃木県防災会議は、災害対策基本法第40条第1項の規定により、昭和38年7月8日に栃木県地域防災計画を作成し、その後必要な修正を行いながら、各般にわたる防災対策を講じてきたが、今般、国においては「災害対策基本法の一部を改正する法律」の施行、「原子力災害対策指針」の策定とその改定が実施される一方、県においては新たな「地震被害想定調査」の結果を受けた対策を実行すること、本年4月に施行した「災害に強いとちぎづくり条例」の理念を実行すること、昨年9月の台風26号における浸水被害や本年2月の大雪被害等の教訓を活かすこと等により、新たな防災・減災体制の整備を行う必要があることから、所要

の修正を行った。

## 2 修正決定年月日

平成26年10月31日

## 3 修正した主な内容

### (1) 災害対策基本法の一部改正に伴う市町の体制強化

#### ア 緊急時の指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定することについて記載した。

#### イ 一定基準を満たす指定避難場所の指定

指定緊急避難場所とは区別して被災者が一定期間生活する場所としての指定避難場所を、一般の避難場所では生活することが困難な要配慮者が要配慮者の状態に応じて生活できる体制を整備した福祉避難場所を指定することについて記載した。

#### ウ 避難行動要支援者に対する安全対策の整備

高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者の安全確保のため、市町は、名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で本人から同意を得て消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供できることについて記載した。

#### エ 市町長から助言を求められた際の応答義務

県は、市町が早期に適切な判断を行うことができるよう、宇都宮地方気象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努めるとともに、市町長は、避難勧告又は指示に関する事項について助言を求めることができ、知事は、市町長から助言を求められた場合は、必要な助言を行うことについて記載した。

#### オ 被災者台帳の作成

市町は、開設している避難所についてリスト化に努めるとともに、避難者一人一人について、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳に引き継ぐよう努めることについて記載した。

#### カ 地区防災計画の策定

市町内の一定の地区内の住民等は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、市町村防災会議を経て市町村地域防災計画に当該計画を定めることができることを記載した。

### (2) 新たな地震被害想定調査結果の反映

#### ア 新たな地震被害想定への反映

県が平成25年度に実施した地震被害想定調査結果により、県に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震として県庁直下M7.3を想定し、冬深夜、夏12時、冬18時の3つのケースによる被害想定結果を記載した。

#### イ 首都直下地震の被害想定への反映

平成25年12月に国の首都直下地震対策ワーキンググループが取りまとめた最終報告により、新しい被害想定が報告されたことから、その被害想定結果を記載した。

#### ウ 地震減災行動計画（仮称）の策定

アの地震被害想定調査結果で想定された人的被害、学校・公共施設等の建物被害、ライフライン、経済被害等に対し、県、市町、県民が取り組むべき課題を抽出し、具体的な減災目標を定めて行動する地震減災行動計画の策定について記載した。

#### エ 業務継続計画（BCP）の策定による活動体制の強化

アの地震被害想定調査結果を基に、限られたヒト、モノ、情報、ライフライン等の資源が制約を受ける状況の中で、応急業務等を実施するとともに、中断することができない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画の策定について記載した。

### (3) 雪害対策における即応性等の強化

本年2月の二度にわたる大雪被害を教訓として、通信手段等連絡体制の多様化、主要幹線道路、緊急輸送道路等の優先除雪、豪雪地域以外の地域に対する応援体制の強化及び停電等の復旧情報の広報体制の強



化について記載した。

(4) 火山災害に係る防災体制の強化

本年9月に発生した御嶽山噴火災害を教訓として、県民のみならず、登山者に対する火山防災知識の普及及び災害時の避難対策等の位置付けについて記載した。

(5) 復旧・復興に係る復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害で緊急災害対策本部が設置された場合は、県は国の復興基本方針に則して都道府県復興方針を、市町は必要に応じて復興計画を定めることについて記載した。

(6) その他災害対応力の強化

ア 燃料備蓄体制の推進

ガソリン等の燃料確保のため締結した災害時協定に基づき、あらかじめ指定した緊急車両、重要施設等に対する優先的な燃料供給を、石油連盟と締結した覚書に基づき、災害時拠点病院、消防、警察等の重要施設に対する燃料供給を政府対策本部に対し要請することについて記載した。

イ 住民等避難時の実効性強化

従来の担当レベルでの情報提供に加え、県幹部職員から市町幹部職員に対して情報提供を行う仕組みを設けるほか、大規模な被害が発生するおそれがある場合等には、知事から関係市町長に対し、直接、助言を行う仕組みを新設し、市町に対する防災体制の充実・強化を図ることについて記載した。

ウ 栃木県被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用されない被災世帯を支援するため、本県独自の支援策として、住宅の全壊・大規模半壊1世帯以上の被災があった自然災害に対し、栃木県被災者生活再建支援制度を適用することについて記載した。

(7) 原子力災害対策に関すること

ア 原子力災害対策重点区域等の定義の見直し

放射性物質放出前における即時避難等を予防的に準備する区域であるPAZの定義を原子力災害対策指針に合わせるとともに、その範囲を原子力施設からおおむね5kmと規定したこと、OILやEALに基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であるUPZの定義を原子力災害対策指針に合わせるとともに、原子力施設からおおむね30kmと規定したことについて記載した。

また、UPZ外であってもプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域であるPPAの考え方について原子力災害対策指針に合わせるとともに、その範囲の目安を削除した。

イ 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）の設定

放射性物質放出前の防護措置の実施基準として緊急事態区分及びその区分を判断するための緊急時活動レベル（EAL）を新たに設定し、緊急事態区分に応じた県の活動体制等について記載した。

ウ 運用上の介入レベル（OIL）の設定

放射性物質放出後の防護措置の判断基準となる運用上の介入レベル（OIL）を新たに設定し、OILに応じた避難及び屋内退避、一時移転、スクリーニング、飲食物摂取制限等の防護措置について記載した。

(消防防災課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア 栃木県本庁舎で使用する電気 予定使用電力量 6,855,000キロワット時

イ 栃木県地方合同庁舎及び分庁舎で使用する電気 予定使用電力量 3,500,000キロワット時

(2) 購入物品の特質等 それぞれの入札説明書による。

- (3) 納入期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 納入場所
  - ア 栃木県本庁舎
  - イ 栃木県河内庁舎外12庁舎（15施設）（詳細は、仕様書による。）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
  - (3) 平成27年1月30日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
  - (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- 3 入札の手続等
  - (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20  
栃木県経営管理部管財課管理担当 電話 028-623-2075
  - (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
平成26年12月19日から平成27年1月29日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成26年12月29日から同月31日までの日及び平成27年1月2日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所
    - ア 1の(1)のアの件名については、平成27年1月30日午後2時 栃木県本庁舎昭和館多目的室2に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、入札書の受領期限は同月29日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
    - イ 1の(1)のイの件名については、平成27年1月30日午後2時30分 栃木県本庁舎昭和館多目的室2に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、入札書の受領期限は同月29日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
  - (4) 入札方法 1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。
  - (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (6) その他  
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
    - ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成26年12月19日から平成27年1月29日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成26年12月29日から同月31日までの日及び平成27年1月2日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
    - イ 確認結果の通知 平成27年1月30日までに通知する。
- 4 その他
  - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
  - (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) その他

ア 平成27年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、それぞれの入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

a) Electric power for the Tochigi Prefectural Office building

Estimated amount of electric power to be used 6,855,000kWh

b) Electric power for the Tochigi-ken Chiho godo chosha and bun chosha (Tochigi Prefectural Government Office)

Estimated amount of electric power to be used 3,500,000kWh

(2) Time and Date of bidding:

a) 2:00 p.m., January 30, 2015

b) 2:30 p.m., January 30, 2015

(3) Information is available at:

Management Section

Property Management Division

Department of Administration and Management

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501

TEL. 028-623-2075

(管財課)

○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年12月19日

栃木県下水道管理事務所長 毛 部 川 直 文

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 3,361,060kWh

イ 巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 3,438,560kWh

ウ 北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 3,099,960kWh

エ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 7,765,560kWh

オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 2,772,900kWh

カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センターで使用する電力

予定使用電力量 2,586,700kWh

キ 栃木県下水道資源化工場で使用する電力

予定使用電力量 5,698,300kWh

(2) 購入物品の特質等 それぞれの入札説明書による。



(3) 納入期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 納入場所

- ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- イ 巴波川流域下水道巴波川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- ウ 北那須流域下水道北那須浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- エ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センター等（詳細は、入札説明書による。）
- キ 栃木県下水道資源化工場（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6 その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年2月12日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159  
栃木県下水道管理事務所総務課 電話0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成26年12月19日から平成27年1月27日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成26年12月29日から同月31日までの日及び平成27年1月2日を除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

- 1(1)アの件名：平成27年2月12日午前10時
- 1(1)イの件名：平成27年2月12日午前10時5分
- 1(1)ウの件名：平成27年2月12日午前10時10分
- 1(1)エの件名：平成27年2月12日午前10時15分
- 1(1)オの件名：平成27年2月12日午前10時20分
- 1(1)カの件名：平成27年2月12日午前10時25分
- 1(1)キの件名：平成27年2月12日午前10時30分

栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、同月10日午後3時までに、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

(4) 入札方法 1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成26年12月19日から平成27年1月29日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成26年12月29日から同月31日までの日及び平成27年1月2日を除く。）

の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までに(1)の場所に持参又は郵送すること。  
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 平成27年2月10日までに通知する。

#### 4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他

ア 平成27年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、それぞれの入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - a) Electric power for the Kinugawa Joryu Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 3,361,060kWh
  - b) Electric power for the Uzumagawa Purification Center on the Uzumagawa River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 3,438,560kWh
  - c) Electric power for the Kitanasu Purification Center on the Northern Nasu River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 3,099,960kWh
  - d) Electric power for the Keno Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 7,765,560kWh
  - e) Electric power for the Oiwhuji Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 2,772,900kWh
  - f) Electric power for the Omoigawa Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers  
Estimated amount of electric power to be used 2,586,700kWh
  - g) Electric power for the Tochigi Prefecture Waste Recycling Plant  
Estimated amount of electric power to be used 5,698,300kWh

#### (2) Time and Date of Bidding:

- a) 10:00 a.m., February 12, 2015
- b) 10:05 a.m., February 12, 2015
- c) 10:10 a.m., February 12, 2015
- d) 10:15 a.m., February 12, 2015
- e) 10:20 a.m., February 12, 2015
- f) 10:25 a.m., February 12, 2015
- g) 10:30 a.m., February 12, 2015

#### (3) Information is available at:

General Affairs Division,  
Tochigi Prefectural Sewage and Drainage Management Office  
1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524  
TEL 0285-53-5694

(都市整備課)

## ○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 栃木県立宇都宮高等学校外72校で使用する電力  
予定使用電力量 18,952,000キロワット時
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 納入場所 栃木県立宇都宮高等学校外72校（78施設）

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年1月30日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

## 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20  
栃木県教育委員会事務局施設課財務担当 電話 028-623-3374
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
平成26年12月19日から平成27年1月26日までの日（土曜日、日曜日、祝日、平成26年12月29日から同月31日までの日及び平成27年1月2日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成27年1月30日午前11時 (1)の場所に提出すること。  
ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同日午前10時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。  
イ 開札の日時及び場所 平成27年1月30日午前11時 栃木県庁南庁舎2号館4階教育委員室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他  
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成27年1月19日から同月26日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）  
イ 確認結果の通知 平成27年1月29日までに通知する。

## 4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他
  - ア 平成27年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
  - イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Electric power for the Tochigi Prefectural Utsunomiya Senior High School and 72 other senior high schools  
Estimated amount of electric power to be used 18,952,000kWh
- (2) Time and Date of bidding:  
11:00 a.m., January 30, 2015
- (3) Information is available at:  
Financial Affairs and Facilities Division  
Tochigi Prefectural Board of Education  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501  
TEL. 028-623-3374

(教育委員会事務局施設課)

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。  
平成26年12月19日

栃木県知事 福 田 富 一

〔掲載順序〕

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）
- 1 ①スカイベリー高級ブランド化プロモーション業務 一式 ②栃木県農政部経済流通課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成26年10月31日 ⑤株式会社電通東日本とちぎオフィス 栃木県宇都宮市馬場通り2-1-1 N O F 宇都宮ビル ⑥44,868,600円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号
- 2 ①県立学校教育用コンピュータ及びその附属機器（H26校内LAN） 27式 ②栃木県教育委員会事務局施設課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④平成26年11月19日 ⑤株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥104,089,536円 ⑦一般競争入札 ⑧平成26年9月30日 ⑨最低価格
- 3 ①携帯用無線電話機 187式 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成26年11月28日 ⑤日本電気株式会社宇都宮支店 栃木県宇都宮市大通り1-4-24 ⑥49,076,280円 ⑦一般競争入札 ⑧平成26年10月17日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年12月19日

栃木県下水道管理事務所長 毛 部 川 直 文

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K 2205 1種1号） 購入見込数量151kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成26年11月19日 ⑤両毛丸善株式会社 栃木県足利市問屋町1535-12 ⑥78.516円（1ℓ単価） ⑦一般競争入札 ⑧平成26年2月14日 ⑨最低価格  
(会計局会計管理課)